

■高血圧症、高脂血症、糖尿病で通院中の 患者様へ■

いつも当院をご利用いただき誠にありがとうございます。
生活習慣病で通院中の患者様にお知らせがあります。

このたび厚生労働省は、生活習慣病対策としてこれまで全国の診療所で算定している「特定疾患管理料」の対象疾患を見直し、今年6月1日から新たに「生活習慣病管理料」を算定することとしました。

それにより患者様の自己負担額に大きな変更はありませんが、対象の疾患で通院中の患者様それぞれに応じた療養計画書を発行することが義務付けられました。

受診の際、おおむね4か月ごとに目標設定や血圧、体重、運動、食事に関する具体的な指導内容を記載した「療養計画書」お渡ししますが、この「療養計画書」を発行する際には患者様のご署名が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

